

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月1日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1211

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
6 6級	(1) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 (0-1) 知事部局の本庁の局又は課の参事（政策管理局及び <u>地域振興局の参事を除く。</u> ）の職務 (0-2)～(12-6) （略） (2) （略）	6 6級	(1) 本庁の参事又は出先機関の次長の職務 (0-1) 知事部局の本庁の局又は課の参事（ <u>第7項第1号に規定する知事部局の本庁の局の参事を除く。</u> ）の職務 (0-2)～(12-6) （略） (2) （略）
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1) （略） (0-2) 知事部局の本庁の局の参事（政策管理局及び <u>地域振興局の参事に限る。</u> ）の職務 (0-3)～(12-4) （略）	7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1) （略） (0-2) 知事部局の本庁の局の参事（政策管理局及び <u>地域振興局の参事に限る。ただし、出先機関に駐在する者を除く。</u> ）の職務 (0-3)～(12-4) （略）
（略）		（略）	
備考 （略）		備考 （略）	
イ～ケ （略）		イ～ケ （略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。